

生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会設置要領

（設置）

第1条 廃棄物の排出の抑制及びその処理の適正化を図るため、生駒市環境審議会規則（平成11年3月生駒市規則第7号）第5条の規定により、生駒市環境審議会ごみ減量化専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所管事務）

第2条 専門部会は、次に掲げる事項を審議会の付託を受けて調査審議し、その結果を市長及び生駒市環境審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

- （1） 一般廃棄物処理基本計画に関すること。
- （2） 一般廃棄物処理業の許可及びその更新の基準等に関すること。
- （3） 前号の許可及びその更新を受けた者に対する指導及び処分の基準等に関すること。
- （4） 廃棄物の減量、再生及び再利用の推進に関すること。
- （5） その他一般廃棄物処理に関すること。

（組織）

第3条 専門部会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 審議会の委員のうちから会長が指名する者
- （2） 学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

3 専門部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、前条第2項第1号の規定による委員の審議会の委員としての任期の末日までとする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、環境事業課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この要領は、平成16年2月20日から施行する。

附則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。